

【令和４年度 陳情第１号】「下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について」の陳情書に係る審査報告

産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました令和４年度陳情第１号「下辺田見横手地区及び下辺田見公園の排水工事について」の陳情書に関して、令和４年６月１６日午後１時３０分より、審議会室において、産業厚生常任委員会委員７名と執行部から島田建設課長、兼田維持管理係長、高橋土木係長に出席を求めて、審議を行いました。

審議に先立ち、陳情者の下辺田見地区の中熊博明区長、理事の太原富士夫氏、横山雄一氏から、本件陳情の趣旨について説明を受けた後、上記の全員で現地を調査しました。

現地においては、下辺田見横手地区及び下辺田見公園一帯の用水路の確認を行うとともに、これまでの増水時における被害状況等について説明を受けました。当該地域は、用水路が狭く浅いため十分な排水ができないこと、加えて下辺田見公園から御船川に流れ込む用水路が１本のみで十分な排水ができないため、大雨のたびに公園の用水路から横手地区の用水路に逆流して浸水被害が発生しているとのことでした。

現地調査後、審議会室で審議を行い、下辺田見公園の用水路は国土交通省の管轄であることから、まず建設課が国土交通省熊本河川国道事務所緑川上流出張所と陳情案件について対応を協議すべきであるとして、１回目の委員会審議を終わりました。

以上の経緯を踏まえて、令和４年１２月１９日午後１時３０分より、委員会室において、産業厚生常任委員会委員４名と執行部から島田建設課長、兼田維持管理係長に出席を求めて、当該陳情に係る２回目の委員会審議を行いました。

審議に先立ち、建設課に対して、緑川上流出張所との協議はどうであったのか、また第１回目の委員会審議以降、建設課が対応したことについて報告を求めました。まず、緑川上流出張所との協議では、国としては陳情書の件については了解するが、要望書を出すにあたっては浸水の状況が分かるような写真等を要望書に添付して欲しいとのことであった。これを受けて陳情者に写真等がないかお尋ねしたが、写真等は撮っていないとのこと。担当課としては７月の豪雨時に現地に足を運んだが、浸水するような状況にはなく写真は撮れなかったこと、また町の内水対策プロジェクトチーム会議において、下辺田見横手地区を新たに浸水対策地域に追加して、今後対応を検討することになった等々の報告を受けました。

以上の報告を踏まえて審議を行いました。主な意見としては、「陳情書に示

されている具体的な改修工事については採択するのは難しいのではないか」、「しかし、浸水被害を改善して欲しいという陳情の趣旨については採択すべきではないか」等の意見が出て、採決を行った結果、全会一致で「趣旨採択」とすることに決しました。

本会議においても、委員長の報告どおり「趣旨採択」としていただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。